

等職にテ勤クロトニスル

第一、要求は、新組合の設立を認め、その活動に必要の資金を貸付し、また、新組合の設立に必要の土地を貸付し、また、新組合の設立に必要の資材を貸付し、また、新組合の設立に必要の労務者を供給し、また、新組合の設立に必要のその他の事項を協賛せしむることを要求する。

第二、要求は、新組合の設立に必要の資金を貸付し、また、新組合の設立に必要の土地を貸付し、また、新組合の設立に必要の資材を貸付し、また、新組合の設立に必要の労務者を供給し、また、新組合の設立に必要のその他の事項を協賛せしむることを要求する。

第三、要求は、新組合の設立に必要の資金を貸付し、また、新組合の設立に必要の土地を貸付し、また、新組合の設立に必要の資材を貸付し、また、新組合の設立に必要の労務者を供給し、また、新組合の設立に必要のその他の事項を協賛せしむることを要求する。

第四、要求は、新組合の設立に必要の資金を貸付し、また、新組合の設立に必要の土地を貸付し、また、新組合の設立に必要の資材を貸付し、また、新組合の設立に必要の労務者を供給し、また、新組合の設立に必要のその他の事項を協賛せしむることを要求する。

第五、要求は、新組合の設立に必要の資金を貸付し、また、新組合の設立に必要の土地を貸付し、また、新組合の設立に必要の資材を貸付し、また、新組合の設立に必要の労務者を供給し、また、新組合の設立に必要のその他の事項を協賛せしむることを要求する。

第三ノ要求ニハ應ズルコトハ出来ヌ

會社トシテハ、誠和會ニ對スル事ハ慎重考慮スルガ爭議團トシテモ、誠心誠意ヲ以テ要求書ニ就テ考慮サレンコトヲ切望スルト述べ、午前十一時三十分會見ハ終ツタ。

會社側ハ、誠和會ヲ解散シ、新ニ労働者對資本家ノ協調ヲ意味スル新労働組合ヲ組織センモノト工場側幹部ハ鳩首協議中デアツタガ、愈々五日夜業者カラ誠和會脱退新組合加入ノ同意ヲ求メツツ、アツタガ六日ノ晝業迄ニハ五千三百七十名ノ同意ヲ得タノデ、誠和會ヲ解散シ、協調的組合ヲ設ケルコトニナツタ（未ダ具体的ノ事ハ發表セズ）。

會社側デハ七日朝來各工場正門ニ

「誠和會ハ會員五千三百七十名ノ同意ヲ得テ解散シタ誠和會ハ自然消滅ス」

ト揭示シタガ、誠和會本部デハ之レヲ承認セズトイキマイテ居ル。